

矢巾町公の施設の指定管理者候補者選定事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、町の公の施設の指定管理者の指定にあたり、指定申請のあった団体の中から指定管理者候補者を選定するための事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(評価者)

第2条 矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年矢巾町条例第1号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、指定申請のあった団体の評価は、条例第4条の各号に掲げる選定の基準に照らし行う。

2 指定申請のあった団体の評価を行う者（以下「評価者」という。）は、原則、矢巾町公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱（平成17年矢巾町告示第83号。以下「要綱」という。）第3第3項の委員のうちから指定管理者を指定しようとする公の施設を所管する課等（以下「所管課」という。）の委員及び町長が命じた委員とし、人数は5名以内とする。

(評価の方法)

第3条 評価者は、条例第4条の各号に掲げる選定の基準に基づく評価項目について、提出された申請書類により評価し、評価点を付することにより、申請者を評価するものとする。

2 評価項目は、あらかじめ公表するものとする。

(評価結果の審査)

第4条 所管課は、前条第1項の評価の結果を取りまとめ、矢巾町公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）に資料を提出する。

2 委員会は、要綱第2の規定に基づき、所管課から提出のあった資料が公正かつ適正であるか審議する。

3 委員会は、必要に応じて、所管課に対して指定申請のあった団体の聴取りや資料の追加提出を求めるものとする。

4 委員会は、必要に応じて、公の施設の内容に関連のある知識経験者から出席又は文書により意見を求めることができる。

(選定結果等の公表)

第5条 選定結果は申請者全員に通知し、選定理由を公表する。ただし、公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は公表しないものとする。

(庶務)

第6条 評価に関する庶務は、所管課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月6日から施行する。